

静岡県企業局管理規程第2号

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡県公営企業管理者
企業局長 木野 雅弘

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支出予算の執行伺)</p> <p>第173条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行伺の決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、旅費、報償費（役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。）、需用費（光熱水費に限る。）、役務費（郵便料、電信電話料、公金収納取扱手数料及び自動車リサイクル料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。）、賃借料（日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。）、動力費、負担金、研修費、保険料（自動車損害賠償責任保険料に限る。）及び公課費については、支払伝票</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(決算報告書等の提出等)</p> <p>第182条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 管理者は、毎事業年度5月31日までに、<u>前項</u>各号に掲げる書類及び証拠書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第193条 <u>令第21条の15</u>に規定する入札保証金の率</p>	<p>(支出予算の執行伺)</p> <p>第173条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行伺の決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、旅費、報償費（役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。）、需用費（光熱水費に限る。）、役務費（郵便料、電信電話料、公金収納取扱手数料、<u>公金振込手数料</u>及び自動車リサイクル料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。）、賃借料（日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。）、動力費、負担金、研修費、保険料（自動車損害賠償責任保険料に限る。）及び公課費については、支払伝票</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(決算報告書等の提出等)</p> <p>第182条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 管理者は、毎事業年度5月31日までに、<u>第1項</u>各号に掲げる書類及び証拠書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第193条 <u>令第21条の14</u>に規定する入札保証金の率</p>

又は額は、有形固定資産（不動産又は電子入札により売払う動産に限る。）又は物品（電子入札により売払うものに限る。）の売払いに係るものにあつては別に定める額、その他のものにあつては入札金額の100分の5以上とし、入札の際納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(3) (略)

(随意契約)

第201条 令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、別表第4のとおりとする。

2 令第21条の14第1項第3号又は第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(契約保証金)

第206条 令第21条の15に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とし、契約を締結した際納付させなければならない。

2・3 (略)

別表第3（第24条第4項関係）

節	細節	説明
(略)		
3 職員手当等		常勤職員の手当等
	(略)	
	退職給付費	
	児童手当	
(略)		

又は額は、有形固定資産（不動産又は電子入札により売払う動産に限る。）又は物品（電子入札により売払うものに限る。）の売払いに係るものにあつては別に定める額、その他のものにあつては入札金額の100分の5以上とし、入札の際納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(3) (略)

(随意契約)

第201条 令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、別表第4のとおりとする。

2 令第21条の13第1項第3号又は第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(契約保証金)

第206条 令第21条の14に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とし、契約を締結した際納付させなければならない。

2・3 (略)

別表第3（第24条第4項関係）

節	細節	説明
(略)		
3 職員手当等		常勤職員の手当等
	(略)	
	退職給付費	
	<u>在宅勤務等</u> <u>手当</u>	
	児童手当	
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。